

瀬戸市訓令第 6 号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和 3 7 年瀬戸市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 3（第 6 条関係） 1 ＜省略＞ 2 個別的事項		別表第 3（第 6 条関係） 1 ＜省略＞ 2 個別的事項	
公所	公所の長の専決事項	公所	公所の長の専決事項
＜省略＞		＜省略＞	
資源リサイクルセンター	＜省略＞	資源リサイクルセンター	＜省略＞
		市民サービスセンター	①戸籍法に基づく証明及び証明書の交付に関する <u>こと。</u>
			②印鑑登録証明書の交付に関する <u>こと。</u>
			③住民基本台帳法に基づく住民票等の写しの交付に関する <u>こと。</u>
			④市税に係る証明（住宅用家屋証明を除く。）に関する <u>こと。</u>
			⑤施設等の維持管理に関する <u>こと。</u>
＜省略＞		＜省略＞	

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。